

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 代理店契約と販売価格拘束合意

中国の「反独占法」は、2008年8月1日に施行され、5年以上の期間が経過しました。この間、日本企業も、事業者結合の事前申告対応、いわゆる横型カルテルに関する行政処罰対応等、さまざまな反独占法への対応措置を講じてきています。競争法規制は、国の別を問わず、適用規範や違法行為の類型が明確でない場合も多く、また、実際の取引や事件に対する法適用も可変的である場合が多いことに留意を要します。とりわけ、中国においては、法を補充する行政解釈や行為規範が未だ十分といえず、また、裁判例等の実務の蓄積も必ずしも十分とはいえません。今回、以降数回にわたり、中国の「反独占法」を中心とする競争法規制の主要な論点について検討していきたいと思っております。今回は、いわゆる再販価格維持行為について検討します。

Q: 当社（A社）は、中国の複数の会社と当社の製品の販売代理店契約を締結しています。当社としては、中国の各地域や代理店ごとに製品の販売価格が異なることによる市場の混乱や、各代理店ごとの扱いに差異が生ずることを防止するため、代理店の販売価格を、当社が指定する特定の金額又は一定の価格レンジで販売することを約定することを検討しています。中国でも、再販価格を合意することが独占禁止法に反する可能性があると思うのですが、代理店の商品の販売価格を合意するための適法要件はどのように考えるべきでしょうか？

A: 本ケースにおいて、A社は、中国の代理店との間で再販価格を約定してこれを拘束し、又は指定販売価格を含む一定の価格レンジを約定することを検討しています。その目的の詳細は、定かではないのですが、「販売事業者のブランド内価格競争による市場の混乱の回避」や「各代理店ごとの扱いの相違の回避」を目的とし、当該目的に達する効果が生じうる約定は、「競争を排除し、制限する合意、決定又はその他の協同行為」として、反独占法等の禁止規制に反する違法な「独占合意」として違法と判断されるおそれが高いと思われまます。

1、再販価格維持規制の概要

中国の「反独占法」第14条は、事業者が取引の相手方と次に掲げる「独占合意」を達成することを禁止しています。

- ① 第三者に対する商品の販売価格を固定すること。
- ② 第三者に対する商品の販売に係る最低価格を限定すること。
- ③ 国務院の反独占法執行機関が認定するその他の独占合意

更に、「反独占法」の下位法である「反価格独占規定」第8条も、上記と同様の規定を設けています。

一般的には、再販価格維持行為は、①流通業者間の価格競争の減殺、②製造業者間の価格競争の回避、③消費者価格の上昇といった反競争の効果が生じることから、これが法により禁止・制限されているといわれています。

上記の規定を見る限り、本ケースにおいて、A社がその中国の代理店に対して特定の販売価格を指定して製品販売をさせる合意や、最低価格を設けて一定の価格レンジで製品販売をさせる合意は、上記の「独占合意」に該当すると思われる。

2、中国における再販価格維持行為と合理の原則

再販価格維持行為については、各国によりこれをどのように規制するかについて、各種の議論が

あります。例えば、日本では、流通系列化をめぐる論争を通じて、再販価格維持行為は原則として違法であるが、反証又は正当化要因の立証を通じてその実質的な違法性を争うことができると一般的には考えられています。また、近時のアメリカでは、法は「不当な制限のみを禁止している」との前提の下、制限の経緯、性質及び効果等のあらゆる事情を考慮して不当性を判断するという、いわゆる「合理の原則」が採用されているといわれています。

中国においても、再販価格維持行為の規制をどのように考えるのかについては、明確な立法措置や最高人民法院の司法解釈等が存在しない状況において、諸外国の議論を踏まえ、異なる学説が存在します。こうした状況の中、2013年8月1日に上海市高級人民法院は、契約当事者間で争われた再販価格維持行為にかかわる「独占合意」にかかわる民事紛争事件について、一定の方向を示す判決をしました。その法律判断部分の概要は、次のとおりです。

- (1) いわゆる横型カルテルについて規定する「反独占法」第13条第2項が「独占合意」について、「競争を排除し、制限する合意、決定又はその他の協同行為」と定義していることから、同様に「独占合意」の達成を禁ずる「反独占法」第14条も上記の定義と同様に、当該合意が「競争を排除し、制限する合意、決定又はその他の協同行為」という実質的な違法性の要件を備えている必要がある。
- (2) いわゆる横型カルテルは一般に市場競争を制限する効果が強いにもかかわらず「競争の排除、制限」を必須の要件としているのであるから、その制限効果が弱い再販価格拘束行為（いわゆる縦型カルテル）については更に強く「競争の排除、制限」を必須の要件としていると考えるべきである。
- (3) 横型カルテルについては、被告が「カルテルが競争を排除し、制限する効果を有しないこと」についての挙証責任を負うことが定められている（「最高人民法院の独占行為により引き起こされた紛争事件の審理の適用法律に係る若干の問題に関する規定」第7条）が、縦型カルテルについてはこのような規定はなく、上記の規定を類推適用することはできず、挙証責任の一般原則、即ち、「主張する者が挙証する。」の原則に従い「競争の排除、制限」の挙証責任を考えるべきである。
- (4) 最低販売価格を制限する行為の分析判断においては、①関連市場の競争が十分か否か、②被告の市場における地位が強大であるか否か、③被告が実施した最低販売価格の制限を実施した動機、④最低販売価格の制限の競争効果等の4つの面が最も重要な考慮要素となる。

この裁判例では、上記の法律判断を前提として、結果として、①ブランド内競争を排除し、高い価格水準が長期にわたり維持されていること、②ブランド間価格競争を回避し、関連市場における価格競争が低減していること、③販売事業者の価格決定の自由を制限し、効率的な事業者が排除されることといった積極的な事実を認定し、他方で、①製品品質及び安全性の向上を促進する効果が立証されていないこと、②事業者のいわゆる「フリーライド」の問題を解決する必要性の証明がなされていないこと、③新ブランド、新製品の関連市場への参入を促進する必要性の存在が立証されていないこと、④最低販売価格の制限合意にその他の競争促進効果が存在することが証明されていないことといった消極的な事実を認定して、この事件における最低販売価格合意が競争を排除し、制限する独占合意であると判断しています。

上記の裁判例においては、原告・被告の代理人となった弁護士が、アメリカの判例変更の端緒となった「リーゼン事件」の議論を踏まえて主張・立証を展開したこともあると思うのですが、アメリカにおける「合理の原則」に近い議論の展開を見ることができます。

3、価格推奨や最高販売価格の約定の有効性

実際に中国では、代理店契約において「提案小売価格」、「市場指導価格」、「推奨価格」等の用語をもって、一定の再販価格を契約に挿入する場合（価格推奨がなされる場合）があります。これらの価格推奨については、これを直ちに違法とする法規の規定は見当たりません。他方で、価格推奨は、これが公表される場合には、市場の透明度を高め、消費者に対して合理的な必要情報を提供し、販売事業者が意図的に高値で暴利を得ることを防止するといった意義も有しています。上記の価格推奨は、契約当事者間においても契約約定として法的拘束力を有しない、即ち、販売事業者が価格推奨に係る価格と異なる価格で製品を販売しても、契約上不利益を被らないことを前提とする概念ですので、当事者に対して全く拘束力を有しないのであれば「競争を排除し、制限する合意、決定又はその他の協同行為」に該当する約定とはいえ当該約定に違法性はないといえます。他方で、価格推奨がなされる背景には、契約上、価格推奨に拘束力がない旨が規定されていたとしても、実際に、指定価格での販売行為について監督・管理がなされ、指定価格以外の

価格で製品を販売する販売事業者に対する製品の供給を事実上取りやめる、他の販売事業者とは異なる取引制限が付加される等、上記の拘束力が事実上生ずる場合もあります。このような場合には、前記の再販価格維持行為としてこれを違法な約定と判断される場合もありえます。最高販売価格を当事者間で約定することについても、これを直ちに違法とする法規の規定は見当たりません。また、価格の上限額を約定することは、価格の暴騰・暴利を制限する効果を有し、結果として消費者の利益となる面もあるといえます。他方で、販売事業者間のブランド内競争を一定範囲で制限する場合もあります。この点、考え方はさまざまあると思うのですが、現在の中国の実務を踏まえて考察すると、最高販売価格の約定は、「反独占法」第 14 条に規定される取引類型ではないことから基本的に違法な約定とは考えられないが、これが競争を排除し、制限する効果を目的とし、かつ、この効果が認められるような場合、例えば、最高販売価格約定が「商品の販売価格を固定する」結果となるような場合には、「反独占法」第 14 条に違反する違法な約定と判断されることもあることに留意を要します。

4、本ケースにおける考察

本ケースにおいて、A 社は、中国の代理店との間で再販価格を約定してこれを拘束し、又は指定販売価格を含む一定の価格レンジを約定することを検討しています。その目的の詳細は、定かではないのですが、「販売事業者のブランド内価格競争による市場の混乱の回避」や「各代理店ごとの扱いの相違の回避」を目的としているようです。前記の裁判例に見られる基準に当てはめると、①ブランド内競争を排除し、高い価格水準が長期にわたり維持される、②ブランド間価格競争を回避し、関連市場における価格競争が低減する、③販売事業者の価格決定の自由を制限し、効率的な事業者が排除されるといったその違法性を積極的に解しうる事情があるといえそうですし、また、①製品品質及び安全性の向上を促進する効果、②事業者のいわゆる「フリーライド」の問題を解決する必要性、③新ブランド、新製品の関連市場への参入を促進する必要性といった違法性を消極的に解しうる事情は欠けているようです。本ケースにおいて検討している価格拘束約定は、「反独占法」第 14 条及び「反価格独占規定」第 8 条に定める違法な「独占合意」として違法と判断されるおそれが高いと思われます。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣

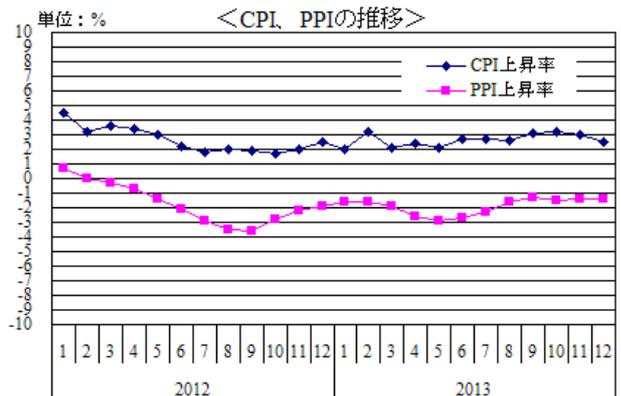
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2013年12月のCPI 前年同月比2.5%上昇 通年で前年比2.6%上昇

国家統計局の9日の発表によると、2013年12月の消費者物価上昇率（CPI）は前年比+2.5%となり、上昇幅は前月比0.5ポイント縮小した。2013年通年では前年比+2.6%と前年比横ばいで、3.5%前後とする政府の通年目標内に収まった。12月単月の品目別では、食料品が同+4.1%と上昇したものの、上昇幅は前月の5.9%から下落した。食料品の内訳を見ると、果物が前年同月比+15.6%と前月の+10.6%から大きく上昇、乳製品も同+10.7%と前月の+8.6%から上昇した。一方、野菜は同+2.6%と前月の+22.3%から大幅に低下し、肉類も同+3.6%と前月の+5.5%から下落した。12月の工業生産者出荷価格（PPI）は前年同月比▲1.4%と前月比横ばいとなり、22ヶ月連続マイナスで推移した。2013年通年では前年比▲1.9%と、下落幅は前年の▲1.7%から僅かに拡大した。



【産業】

◆2013年の自動車販売台数 2,000万台超え 過去最高を記録

中国自動車工業協会は9日、2013年通年の自動車販売台数が前年比+13.9%の2,198.41万台と2,000万台を超えて過去最高を記録し、5年連続で世界第1位を維持したと発表した。12月単月では前年同月比+17.9%の213.42万台と、単月ベースでも過去最高となった。2013年通年の車種別では、乗用車の販売が前年比+15.7%の1,792.89万台。タイプ別では、SUV（スポーツ型多目的車）が前年比+49.4%の298.88万台、MPV（多目的車）が同+164.5%の130.52万台の大幅増、セダンも同+11.8%の1,200.97万台といずれも高い伸びを見せ、乗用車市場を牽引した。乗用車販売の国別シェアでは、独系が前年の18.4%から18.8%へ拡大し、前年に続き外資系のトップとなった。日系は前年比横ばいの16.4%と独系に次いで第2位だった。その他外資系では、米国系が11.7%から12.4%、韓国系が8.7%から8.8%、仏系が2.8%から3.1%へとそれぞれシェアを伸ばした。一方、中資系は前年の41.9%から40.3%へとシェアを落とした。なお、同協会は、2014年の自動車市場の見通しについて、マクロ経済の安定による消費者信頼感の改善、消費構造の高度化、都市化の進展等を背景に自動車需要は拡大し、通年の販売台数は2013年比8~10%増加の2,374万~2,418万台になると予測している。

【貿易・投資】

◆2013年輸出入総額 初めて4兆米ドル超える

国家税関総署の10日の速報によると、2013年の輸出入総額は前年比+7.6%の4兆1,600億米ドルと、初めて4兆米ドルを突破した。うち、輸出は同+7.9%の2兆2,100億米ドル、輸入は同+7.3%の1兆9,500億米ドル、貿易黒字は同+12.8%の2,597.50億米ドルとなった。第四半期に入ってから欧米等の外需の回復や、年後半の中国国内経済の持ち直し等を好調の要因とした。主要貿易相手国・地域別では、日本との輸出入が前年比▲5.1%の3,125.53億米ドル（輸出1,502.75億米ドル/同▲0.9%、輸入1,622.78億米ドル/同▲8.7%）と2012年に続きマイナスの伸びとなった一方、香港は同+17.5%、ASEANが同+10.9%と好調だったほか、EUが同+2.1%、米国が同+7.5%と、日本を除いて何れもプラスの伸びを維持した。企業別では、民営企業の輸出入額が前年比+20.6%の1兆3,900億米ドルで、全体に占めるシェアは前年比3.6%増加して33.3%となった一方、外資企業のシェアは前年比2.9%減の46.1%、国有企業のシェアは前年比1.5%減の18.0%となり、対外貿易における民営企業の存在感が高まっているという。なお、12月単月の輸出入総額は前年同月比+6.2%の3,898.44億米ドル、うち、輸出が同+4.3%の2,077.42億米ドル、輸入が同+8.3%の1,821.02億米ドルとなった。

◆上海自由貿易試験区 行政手続きの簡素化とサービス業開放の拡大が一步前進

国務院は2013年12月21日付で、上海自由貿易試験区に進出した外資企業の経営自由度を向上させる為に、「中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規と国務院文書に定める行政審査・認可または参入特別管理措置の暫時調整に関する国務院の決定」（国発〔2013〕51号）を発表した。具体的には、外資企業の設立、解散、登録資本の増減等の24項目に対し、ネガティブリストに掲載されている業種を除き、暫定的に認可管理から届出管理へ移行する。また、国際船舶運輸・管理、信用調査、公演運営、娯楽場所経営、教育訓練、付加価値電信業務、ゲーム機器製販の8項目のサービス業を、新たに外資に開放したり、外資による出資比率の制限を撤廃する暫定措置を実施する。昨年8月と9月に発表された「全国人民代表大会常務委員会の国務院への中国（上海）自由貿易試験区での関係法律に定める行政審査・認可の暫時調整の権限授与に関する規定」と「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」（国発〔2013〕38号）を受け、今回国務院は上海自由貿易試験区における新たな措置の実施に必要な具体的項目及び主管部署を明示したもので、これに基づき今後、各主管部署は関連細則と管理制度を整備するという。

【金融・為替】

◆人民銀行の2014年重点任務「穏健な金融政策の継続」「人民元のクロスボーダー利用の拡大」

中国人民銀行は1月9日～10日、工作会議を開き、2014年の重点任務として以下の8つの方針を決定した。
 ①穏健な金融政策の継続と、安定且つ適度な貸出と社会融資規模の維持、②金融改革の全面的な深化と、重要分野における改革の新たな前進、③人民元のクロスボーダー利用の拡大、④多層的資本市場体系の健全化と、金融市場の発展の深化、⑤外貨管理の重点分野における改革の深化と、クロスボーダー資金移動リスクの防止、⑥金融リスクに対するモニター・検査・管理の強化と、システムリスク防止の為の最低ラインの厳守、⑦金融サービスの近代化の促進、⑧国際経済金融政策の協議とルール制定に対する積極参加と、国際社会における中国のプレゼンスの向上。

◆外管局の2014年重点任務「市場による決定的な役割の発揮」

国家外貨管理局（外管局）は1月9日～10日、工作会議を開き、2014年の業務重点を以下の通り決定した。
 ①市場による決定的な役割の発揮と、外貨管理改革の加速、②国際収支の基本的均衡促進の方針に基づく、クロスボーダー資金移動に対する監督管理体制の改善の加速、③政府の役割の更なる発揮の方針に基づく、外貨管理における政府の職能転換の加速、④外貨準備の運営管理体制の改善の加速。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2014.01.06	6.0520	6.0518~6.0553	6.0526	0.0011	5.7861	-0.0182	0.78045	0.0000	8.2285	-0.0245	4.5000	2141.03	-39.07
2014.01.07	6.0521	6.0508~6.0532	6.0512	-0.0014	5.8008	0.0147	0.78033	-0.0001	8.2415	0.0130	4.2600	2142.66	1.63
2014.01.08	6.0527	6.0509~6.0527	6.0512	0.0000	5.7648	-0.0360	0.78033	0.0000	8.2345	-0.0070	3.4400	2139.51	-3.15
2014.01.09	6.0530	6.0530~6.0560	6.0550	0.0038	5.7732	0.0084	0.78074	0.0004	8.2389	0.0044	3.9000	2121.91	-17.60
2014.01.10	6.0540	6.0500~6.0540	6.0521	-0.0029	5.7686	-0.0046	0.78041	-0.0003	8.2364	-0.0025	4.0200	2106.95	-14.96

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトLOOK

～根強い人民元需要を背景に堅調推移が続く見込み～

今週の人民元は6.05台前半を中心に推移した。人民元は、年末に中国人民銀行が対ドル基準値を最高値更新となる6.0959へ設定したことを受けて6.05台へ急上昇していた。今週の対ドル基準値は6.10台後半から6.11台前半と先週比元安水準での設定であったが、実勢相場への影響は限定的となり、高値圏での推移が継続。根強い人民元需要が伺えた。

10日に発表された貿易統計によると、12月の輸出は前年比+4.3%と市場予想（同+5.0%）を小幅に下回った。だが、輸出額（2077億ドル）が過去最高水準にあることや、国家外為管理局による貿易融資の監視強化が施行されていることを鑑みれば堅調な結果であると言えよう。また、鉄鉱石の輸入（7338万トン、前年比+3.4%）も高値圏推移が続いている。一方、HSBCが発表したサービス業PMI（50.9）は景況の分岐となる50を上回ったものの、前回実績（52.5）を下回る結果となった。HSBCは、雇用状況が4ヶ月連続で改善傾向を示す一方、製造業、サービス業共に生産や新規受注の伸びが鈍化している点を指摘している。また、12月の消費者物価指数（前年比+2.5%）も2ヶ月連続で伸び率が鈍化するなど、中国の景気

先行きに関して不安材料が散見されるようになってきている。新華社によれば、政府系シンクタンクである社会科学院は2014年の経済成長を+7.5%と2013年比ほぼ横ばいになるとの見方を示しているが、今後の景気動向には注意が必要だろう。

もともと、人民元相場に関して言えば、根強い人民元需要に加えて中国人民銀行による一日の変動許容幅拡大への期待が高まっていることもあり、堅調な推移が続くと見ている。

(1月10日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。